令和元年5月15日総務部情報公開課

平成30年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について(報告)

平成30年度における公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について、練馬区情報公開条例第29条および練馬区個人情報保護条例第33条に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 平成30年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況 別添のとおり
- 2 区民への周知

練馬区役所と石神井庁舎の掲示場で公告するほか、区報および区ホームページに おいて、区民への周知を図る。 平成30年度(2018年度)

公 文 書 の 公 開 状 況 個人情報保護制度の運用状況

> 令和元年 5 月 練馬区総務部情報公開課

〇 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における平成30年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は 958 件、請求者は 234 人だった。 請求内容では、「区政一般」に関するものが多く、全体の約28.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
区政一般	277
都市整備・建築・土木	235
教育	158
児童福祉	122
入札・契約など	85
社会福祉	55
環境•清掃	15
保健・衛生・医療	1 1
議会	0
合 計	958

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区内在住者	39	252
区外在住者	45	217
区内の法人・団体など	62	205
区外の法人・団体など	88	284
合 計	234	958

表3 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	510
区政の監視、区民参加	286
学問的な調査・研究	97
私的利害の調整	16
請求目的の記載なし	49
合 計	958

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は約98.3%だった。また、公文書公開に関する審査請求が4件あった。

表4 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	490
部分公開	296
非公開	14
不存在	46
存否応答拒否	0
取り下げ	112
合 計	958

表5 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	242
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	101
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	3
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	8
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	28
法令等の規定によって公開できないもの	10
他の制度との調整が必要なもの	0

[※] 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表6 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1 週間までに決定したもの	22
2週間までに決定したもの	293
15日かかったもの	385
決定期間を延長したもの	146
取り下げられたもの	112
合 計	958

表7 請求方法

請求方法	請求者数(人)
窓口	112
インターネット	89
ファクシミリ	26
郵送	7
合 計	234

〇 個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における平成30年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は486件で、請求者は70人だった。また、自己情報の開示等に関する審査請求はなかった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区分	請求者数(人)	件数(件)
区内在住者	53	379
区外在住者	17	107
合 計	70	486

表2 開示等請求処理状況

	開示等請求処理状況	件数(件)
	全部開示	355
開	部分開示	111
示	非開示	0
請	不存在	20
求	存否応答拒否	0
	取り下げ	0
訂正	請求	0
目的	外利用中止請求	0
外部	提供中止請求	0
	合 計	486

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数(件)
1 週間までに決定したもの	26
2週間までに決定したもの	130
15日かかったもの	117
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	213
取り下げられたもの	0
合 計	486

2 業務の登録の状況

個人情報を収集する目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。平成31年3月末現在の登録数は511件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、 利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。平成31年3月末現在の 登録数は295件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。平成31年3月末現在の外部委託の業務数は663件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり(目的外利用)、区の外部に提供したり(外部提供)することができる。平成30年度の目的外利用の延べ人数は63,025人、外部提供の延べ人数は152,718人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。平成31年3月末現在の結合件数は69件である。

7 個人情報にかかる不適切な事務処理

平成30年度に発生した個人情報にかかる不適切な事務処理は、つぎのとおりである。

表4 個人情報にかかる不適切な事務処理

	種別	内容	原因	所 管
1		【30年5月】 委託事業者が委任状を別人に 送付(1人)	宛名と封入物の確認が不十 分だった	戸籍住民課
2		【30年6月】 別人の名前が記載された案内 文を送付(1人)	送付文書の宛名確認が不十 分だった	国保年金課
3		【30年7月】 委託事業者が特別区民税・都民 税納付書を別人に送付(1人)	宛名と封入物についてダブ ルチェックを怠った	税務課
4		【30年7月】 発達検査の検査結果を別人に 送付(2人)	11	学務課
5	誤送付	【30年7月】 委任状と代表者事項証明書を 別人に送付(1人)	宛名と封入物の確認が不十 分だった	戸籍住民課
6	(10)	【30年8月】 別人の戸籍の附票を含めて送 付(1人)	11	戸籍住民課
7		【30年9月】 計画相談支援給付費支給通知 書を別人に送付(1人)	宛名と封入物についてダブ ルチェックを怠った	保健予防課
8		【30年11月】 委託事業者が同住所の親族の 住民票の写しを送付(1人)	宛名と封入物の確認が不十 分だった	戸籍住民課
9		【31年2月】 医療券有効期間満了のお知ら せを別人に送付(2人)	11	保健予防課
10		【31年3月】 別人の保護変更決定通知書を 含めて送付(1人)	11	石神井総合 福祉事務所
11	誤交付	【30年6月】 別人のメールアドレスが記載 された案内用紙を交付(1人)	メールアドレスの確認を怠 った	健康推進課
12	(2)	【30年8月】 別人の戸籍抄本を含めて交付 (1人)	交付書類の確認が不十分だった	区民事務所 担当課

	種別	内容	原因	所 管
13		【30年6月】 医療機関が検診用チケットを 紛失(廃棄)(1人)	保管方法について、医療機 関内で統一が図られていな かった	健康推進課
14		【30年7月】 児童手当額改定認定請求書を 紛失(廃棄)(1人)	不要書類を廃棄する際の確 認が不十分だった	子育て 支援課
15		【30年9月】 小児慢性特定疾病医療意見書 を紛失(1人)	保健相談所から区役所への 書類移送にあたり、相互の 確認体制が不十分だった	保健予防課
16	紛失	【30年9月】 委託事業者が学習会場において参加者名簿を紛失(37人)	学習会場での管理が不十分 だった	学校教育 支援センター
17	(8)	【30年10月】 戸籍の訂正に関する申請書類 一式を紛失(1人)	決裁終了後から保管するま での間の管理が不十分だっ た	戸籍住民課
18		【30年11月】 送付された回答書を紛失(廃 棄)(1人)	封筒を廃棄する際、中身の 確認を怠った	戸籍住民課
19		【30年12月】 訪問予定が記載された私物の 手帳を紛失(15人)	私物の手帳に訪問予定を記 載していた	光が丘 保健相談所
20		【31年2月】 ねりっこ学童クラブへの申請 書類を紛失(廃棄)(1人)	申請書類を誤った場所に保管していた	こども施策 企画課
21	誤送信 (1)	【30年5月】 保育料請求引き止め依頼書を 誤送信(1人)	金融機関から聴き取った FAX番号の確認が不十分だった	子育て 支援課